

2022年4月21日

各位

会社名 株式会社DDホールディングス
代表者名 代表取締役社長 松村厚久
(コード番号：3073 東証プライム)
問合せ先 上席執行役員グループ経営管理本部長 斉藤 征晃
電話番号 03-6858-6080 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年4月21日開催の取締役会において、2022年5月27日開催予定の第26回定時株主総会にて「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更内容

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|-----------------|
| 第1条～第14条<条文省略> | 第1条～第14条<現行どおり> |
| <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 | <削除> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p data-bbox="403 264 497 291"><新設></p> | <p data-bbox="826 264 1023 291"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="810 300 1477 394">第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="839 403 1477 533">2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、<u>議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面への記載しないことができる。</u></p> |
| <p data-bbox="121 584 432 611">第16条～第46条<条文省略></p> | <p data-bbox="799 584 1134 611">第16条～第46条<現行どおり></p> |
| <p data-bbox="403 656 497 683"><新設></p> | <p data-bbox="1118 656 1171 683" style="text-align: center;">附則</p> <p data-bbox="810 692 1477 822">第1条 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（<u>電子提供措置等</u>）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p data-bbox="839 831 1477 960">2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、<u>変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="839 969 1477 1064">3 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

3. 日程

本定款の一部変更のための株主総会開催日 : 2022年5月27日(予定)
 本定款の一部変更の効力発生日 : 2022年5月27日(予定)

以上